令和5年6月１日改正

大正大学における公的研究費の取り扱いに関する運営及び管理体制
研究公正推進体制組織図

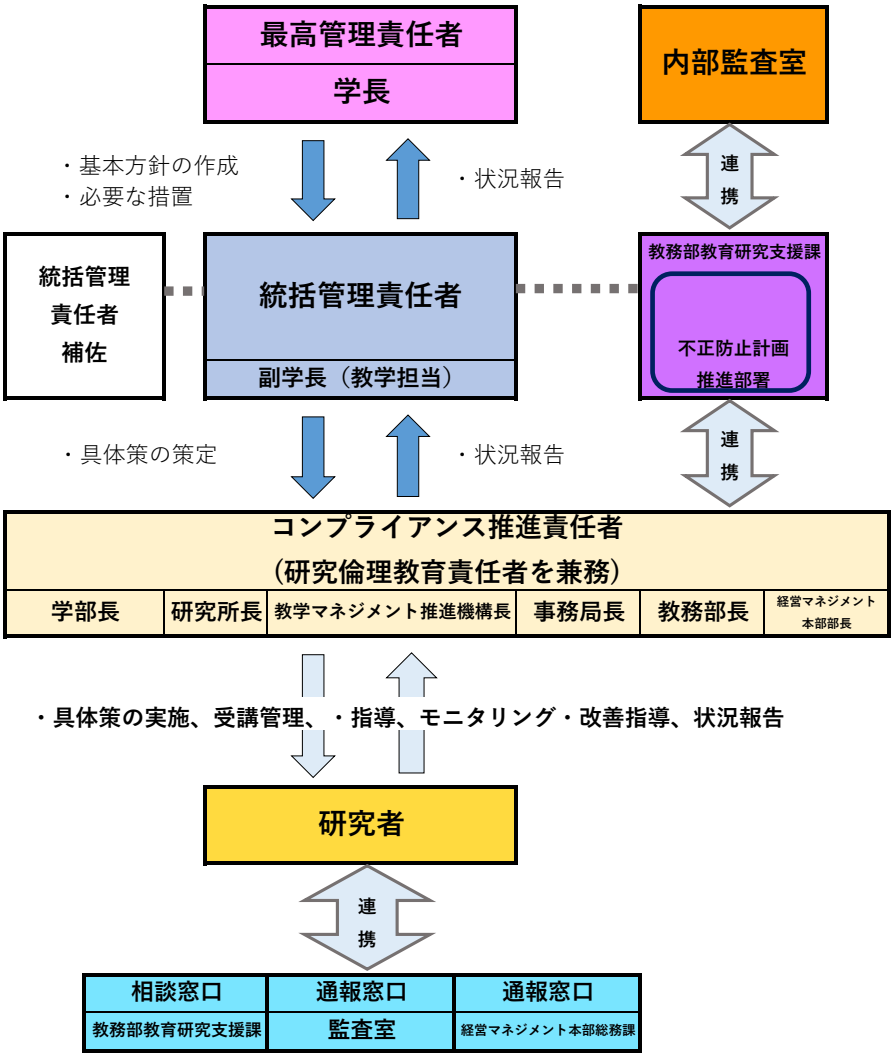

①（最高管理責任者）
全体を統括し、公的研究費を運営及び管理について最終責任を負う。不正防止対策の基本方針を策定し、周知する。
統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って管理・運営が行えるよう、適正にリーダーシップを発揮する。

②（内部監査室）
理事長の直轄的組織であり、内部監査を実施する。

③（統括管理責任者）
最高管理責任者を補佐し、管理・運営について全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施する。

④（コンプライアンス推進責任者）
部局等における管理・運営について統括する実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等において、コンプライアンス教育、研究費執行、管理等の管理監督を行う。

⑤（研究倫理教育責任者）
研究倫理教育プログラムを構築の上、定期的に実施するにあたり、必要な措置を講じる。

⑥（相談窓口）
公的研究費に係る事務処理手続及び資金の使用等に関し、明確かつ統一的な運用を図る。

⑦（通報窓口）
公的研究費の不正使用等に適切に対応する。

⑧（不正防止計画推進部署）
公的研究費の管理・運営に係る実態の把握及び検証を行う。
不正防止計画の策定・実施、不正発生要因の改善を行う。